

2010年3月29日

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

福島 みずほ様

## 男女共同参画社会基本計画改定に向けた要望書

NPO 法人高齢社会をよくなる女性の会

理事長 樋口 恵子

運営委員会一同



男女共同参画社会第3次基本計画の策定にあたり、世界のトップを切って超高齢化の道をすすむ日本社会において、とくに高齢女性の視点から以下を提言致します。女性は男性より7歳近く平均寿命が長く65歳以上人口の6割を占める多数派です。にもかかわらずその声は政策決定に届きにくい状況にあります。本要望書は当会が女性高齢者を多く含む当事者団体として、長年にわたって調査研究交流活動を行ってきた結果を踏まえたものです。

### I. 高齢女性の貧困防止と生活支援について

高齢女性の貧困は世界的にも大きな問題として認識されています。我が国においては、性別役割分業意識が他の先進国より強く残り、女性は安定的良好な就労機会に恵まれず、とくに家族の保育・介護のケア役割によってしばしば就労は中断され、賃金、社会保障の上で大きな不利益を受けてきました。生涯にわたる経済的不利益の総決算が女性の老後の貧困です。

長期的には若い時期からの男女の就労上の格差是正が必須の課題ですが、短期的には、現在の高齢者の経済的自立支援が必要です。一人ぐらし高齢者のうち年収120万円未満は、男性17.3%なのに女性は23.7%。女性単身世帯では年収180万円未満が約半数を占めます。高齢女性の就労希望動機は男性以上に「収入を得る必要がある」が多いのです。

#### (1) 高齢女性の就労について

- i) 65歳までの継続雇用制度を男女ともに70歳への延長をはかり、その制度から女性が疎外されないよう配慮する。
- ii) シルバー人材センター事業での高齢女性の活躍を拡大推進する
- iii) 高齢者なればこそそのワークシェアリングの仕組みをつくり推進する。

- iv) ファミリーサポートセンター、保育ママ制度、一時預かりなどに子育て経験ゆたかな高齢女性の活躍の場（たとえば当会グループ会員でグランマ・サービスを行っている）をひろげ、地域NPOなどの活動を支援する。
- v) 農山漁村における高齢女性の経済活動を支援・推進する。
- vi) 高齢女性に就業の場を提供する企業（中小、零細企業を含む）、NPO、起業などを紹介し、とくに好事例については表彰をはじめ何らかの広報をすすめる。
- vii) 中高年女性の能力開発のために、教育・研修の科目、方法を開発し社会の需要を喚起する。高齢女性用ハローワーク窓口を設置し、就労斡旋をはかる。

## （２）高齢女性の経済的支援

- i) 税制の基本的見直しにより「１０３万円の壁」等、性別役割分業に基づく制度を廃止する。その際、制度変更が高齢女性にどのような影響を与えるかについてつねに配慮する。
- ii) 低所得者に対して一定基準で低価格の住宅を確保すること。とくに単身高齢女性は持ち家が少なく賃貸住宅居住者が多いことから、契約時の手続き、保証人など円滑な入居へのシステムを確立する。

## （３）福祉と健康、地域生活にかかわる問題

- i) 介護施設利用者の圧倒的多数（老健７５％、特養８０％）は女性であり、女性のついのすみかとしても施設、集合住宅の整備を推進する。
- ii) 現在の高齢女性の運転免許の所持率は男性に比べて低い（７０代前半 男性７７．４％、女性２３．０％）。高齢者全体の交通事故を未然に防ぐためにも、通院、買い物など移動に関するサービスを充実させる。
- iii) 介護従事者の約８割は女性であり、現在の賃金等の待遇には旧来の男女格差が影響している。１人前の労働者としての介護従事者の地位向上は、介護の地位向上にも男女の平等にもよい影響を与えるものである。
- iv) 高齢女性は男性と比べて要介護になる要因にも違いがある。転倒防止、骨粗鬆症診断など、女性特有の健康保持の方法について配慮する。
- v) 高齢期の健康は、中年期からの連続性を持つ。更年期の健康保持について、企業、地域において男性を含めて理解をすすめること。とくに企業における啓発は、定年まで勤続する女性長期就労者が増えたことから必要である。
- vi) 障がいを持つ女性の職能開発、就労その他の機会が男性と平等であるよう配慮する。
- vii) 地域を高齢者の居場所として、徒歩圏内に商店街、医療、介護施設、保育施設、集会施設などがあり、ユニバーサルデザインによる設計、世代間交流、人間関係の保持など、人生１００年型のまちづくりを推進する。

## II. 災害時における女性高齢者への支援

- (1) 災害対策本部（国、地方とも）に、女性担当者と共に高齢女性・男性の状況を熟知した担当職員を配置する。
- (2) 高齢女性・男性それぞれのニーズに対応できる避難所などの整備運営を心がけること。（たとえば、「高齢社会をよくする女性の会」では、阪神淡路震災時に、化粧品会社の支援を受けて湯上がり用の化粧水を送り届け大変喜ばれた。一例にすぎないが、男性と女性では、また若年者と高齢者では、日用品の種類からして違うのである）

## III. 高齢女性の社会参画・政治参画と情報アクセスに関して 高齢女性の声を政策に反映させるルートの確立

- (1) 高齢者（65歳以上男女）は今や国民の23%、有権者の28%を占めるにもかかわらず、政治家の平均年齢は下降をつづけ大政党では立候補者の年齢制限がある。公務員は60歳定年、諮問機関である各種審議会、ボランティアの中核と言いき民生委員においてもおおむね70歳の定年があり、現在の日本の代議制および行政体制は、高齢者の代表性を著しく欠いている。  
さらに女性の比率は、国会議員地方議員とも世界で有数の低さであり、そのため高齢女性は（1）高齢者として（2）女性として、施策決定の場から二重に疎外されている。したがって高齢女性の声を政策に反映させる何らかの措置が必要である。
- (2) 要介護者、小規模施設入居者にとって、生涯の権利というべき選挙権が心身機能の衰退と共に行使しにくくなる。一票の権利を確保するために、要介護・要支援者の郵便投票の手続きを簡素化する、個人の投票の秘密保持を厳格化する、等の措置が必要である。「生涯現役一有権者」であるためには、高齢者・障がい者には一定の支援が必要である。
- (3) 高齢者の安全に関する情報の確保
  - i) 高齢者と共に1人ぐらし女性高齢者がさまざまな犯罪の被害者になりやすいことに配慮し、地域の安全ネットワークを整備する。
  - ii) 近親のいない高齢者・女性高齢者の生活の自己決定と資産保全のために、使いやすい成年後見的制度を整備し普及する。

- iii) 高齢女性は IT など情報機器の利用率が低く、習得の機会や購買の経済力に恵まれていない。情報疎外が起これぬよう情報伝達の方法を開発すること。とくに近い将来の地デジ対策を立てる必要がある。

#### IV. 国際的動きに関連して

- (1) 女性差別撤廃条約のフォローアップ勧告を受けて、民法改正、女性の政治参画、選択議定書の早期批准などをすすめること。高齢者の結婚においては同姓の強制は若い世代以上に不都合な面が少なくないため、そうした視点からも夫婦選択別姓制を推進する。
- (2) 国連 NGO などにおいて、高齢者人権条約策定に向けて動きが出ている。当会はとくに女性の視点から参画していくが、政府においても早期成立・批准の方向を推進するよう要望する。

#### 高齢社会をよくなる女性の会

##### 男女共同参画社会基本計画改定に向けた 要望書作成小委員会

樋口 恵子 (理事長)

沖藤 典子 (副理事長)

袖井 孝子 (副理事長)

木村 民子 (理事)

松村満美子 (理事)

宮崎 冴子 (運営委員)

以上

#### NPO 法人 高齢社会をよくなる女性の会

〒160-0022 新宿区新宿 2-9-1-802

Tel: 03-3356-3564 (月、水、金)

Fax: 03-3355-6427

E-mail: wabas@eagle.ocn.ne.jp